

# 自教労働者

東京自動車教習所労働組合機関紙

発 行 者

東京自動車教習所労働組合

〒110-0003東京都台東区根岸4-11-10

TEL03-3871-6470 Fax 03-3871-6473

E-mail tdu@toujikyو.or.jp

URL <http://www.toujikyو.or.jp>

**18春闘 10,000円以上の賃上げを!**

**勝ち取ろう、家族の笑顔と、明るい未来**



3月9日、としま産業振興プラザに本部執行委員と各支部から中央委員、代議員が集まり第22回中央委員会を開催しました。

津田執行委員長は冒頭のあいさつで「各職場で繁忙期となっている中、組合員の皆さんは職場政策の一環として稼働を上げるため様々な協力をしている。しかし、組合員の過度な負担によって不満が高まることのないよう留意して職場政策に取り組んでいただきたい。」「裁量労働制法案は見送られることになったが、また出てくることは間違いない。私たち

の賃金労働条件を守るためには、賃上げ闘争と政治の取り組みを両輪で取り組んでいく必要がある」と述べました。

審議事項で熊谷書記長は「年金や健康保険料など社会保険料の負担増や輸入物価の高騰などで組合員の生活が改善されていない。長時間労働が恒常化しており疲労が蓄積している。賃金を社会水準並みに引き上げるためにも、大幅賃上げと一時金の確保で生活改善を果たそう」との18春闘方針案と統一要求案を提案し、方針をもとに全支部が連帯して闘うことを満場一致で意思統一しました。



2月11日 八王子中央支部 方針学習会



2月25日 王子支部 方針学習会

生涯賃金制度を確立している支部は、定期昇給の確実な履行と残業単価の分母の改善要求や支部要求の前進、また、争議支部となっている市川中央支部の支援を確認し意思統一しました。

学習会の講師となった熊谷書記長は、足立支部の未払い賃金問題や、今年4月の「無期転換ルール」について解説し、未組織職場の契約社員とも連帯し全国の自教労働者やすべての労働者の生活底上げを訴えました。

今年の春闘で定昇平均約8,000円となっている支部は、職場政策として行っている時短や合格率の向上が一定の成果を上げていることから、ベースアップを求めていくことを確認しました。また、厚生労働省のガイドラインにも触れ、就業時間外の洗車や制服の着替えについても支部要求に設定し闘っていくことを確認しました。

また、「無期転換ルール」や「裁量労働制の問題点」についても学習会を行い、政治の取り組みについても提案し確認されました。



2月11日 金町支部 方針学習会



2月18日 豊島支部 学習会

賃金・労働条件を引き上げるために、金町支部を取り巻く情勢や社会水準の賃金など、情報を共有したうえで仲間と団結し、要求前進に向けて奮闘していくことを意思統一しました。講師は伏見支部長が行いました。

支部の取り巻く情勢を共有し、定期昇給+ベースアップの実現を目指し、仲間と団結し奮闘していくことを確認しました。

## 2 0 1 8 年 春 季 統 一 要 求 書

東自教労組は、三月九日に「勝ち取ろう、家族の笑顔と、明るい未来」をメインスローガンとした第二二回中央委員会を開催し、満場一致で春闘方針と統一要求を確認しました。中央委員会の討論では、①自教労働者の賃金が社会水準から総じて低いものになっている、②収入のうち直接税や公的年金・健康保険料など社会保険料の占める比率が年々高まっている他、円安政策による輸入物価の高騰などの影響で組合員の生活が厳しいものになっている。③年収を確保するため長時間労働が恒常化しており疲労が蓄積しているなどの意見が多数寄せられ、早急な対策が必要であることがあらためて確認されました。とりわけ社会水準の賃金として、東京都中小企業賃金事情平成二九年度版で全常用労働者の平均賃金が三五一九五七円（平均年齢四一・九歳、平均勤続年数一〇・七年）を具体的な到達目標として闘っていくことを意思統一しました。

また、今後の自教労働者の確保と中途採用者の生活を守るために初任給の引き上げが必要との意見も大半を占めました。

貴社におかれては、統一要求の趣旨を理解され、組合員の切実な要求である左記統一要求の円満解決を図られるよう要求致します。

### 記

- 一、全ての自教労働者に一〇〇〇〇円以上の賃上げを行うこと。
- 二、生涯賃金制度について労使協議を行い導入すること。
- 三、年間一時金として平均一五〇万円以上を支給すること。配分は夏期分四五%、冬期分五五%とし、夏期分は七月六日、冬期分は一二月七日までに支給すること。
- 四、初任給を引き上げること。
- 五、その他、別紙による各支部ごとの要求を解決すること。
- 六、右要求について三月 日に団体交渉を行い回答すること。

以 上

**労働時間＝  
使用者の指示により、  
就業を命じられた業務に必要な準備行為  
（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や  
業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を  
事業場内において行った時間**

厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」

平成29年1月20日策定

京自教労組 光悦分会

組合勝利判決！

# 被告課長が原告の指導中に 壁を蹴破った行為は違法！



京都地裁弁護士会館 前列左側が北脇組合員

認しました。

京自教光悦分会の組合員が2013年6月29日に光悦自動車教習所の課長から暴言や暴行、脅迫を受けた事件で、損害賠償を求め提訴していた裁判は2月2日に、被告課長に709条に基づく不法行為責任を負い、被告会社に民法715条1項に基づく使用者責任を負うと認められるとして組合勝訴となる判決が下りました。

裁判所の事実認定（要旨）

被告（課長）が部下である原告に対して対面して指導している最中に、原告のすぐ横の壁を蹴った行為は、たとえそれが原告に直接向けられたものでないとしても、原告から見れば、自分に向けられたのと同様に感じて不合理がない行為である。

被告（課長）の行為は、1回だけのもので

はあるが、石膏ボードとはいえ穴を空けるほどに強く蹴っていることからすると、原告に相応の威圧感を与える行為であるというべきである。

被告（課長）が原告の指導中にそのすぐ横の壁を蹴破った行為は、指導中にされる行為としての社会的相当性を逸脱した違法性を認めざるを得ないというべきである。

しかし、裁判所の事実認定に一部誤認があることから控訴する方針を確認しました。

主文の要旨は以下の通りです。

主文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して5万5000円及びこれに対する平成25年6月29日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを40分し、その39を原告の、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。